

危機管理マニュアル

令和8年4月

枚方市立平野小学校

学校安全及び防犯・防災計画

<危険を未然に防ぐリスクマネジメント>

学校におけるリスクマネジメントとは、校内で起こりうる危険を予測して未然に防いだり、被害を最小限に抑えるために環境整備や体制整備を整えたりすることです。

たとえば、学校で行うリスクマネジメントには施設の安全点検や避難訓練、教職員研修、安全教育などが含まれます。

これまでも災害時に活用できる緊急連絡カードの作成や、学校の「消防計画」「不審者侵入防止・侵入時の危機管理マニュアル」等に沿って安全管理に努めてきました。今後もいかなる災害時においても対応できる児童への安全指導および地域・保護者との連携に努めます。

<今年度の重点課題>

- ① いつ、どこで、いかなる災害においても対応できる児童への安全指導
- ② 学校の安全確保・安全管理の日が制定された意義を日々鑑み、不審者対応の避難訓練等、内容を充実して実施する。
- ③ 毎月20日に安全点検を実施し、遊具等の安全管理・防犯点検に努める。
- ④ 関係機関や地域・保護者とも連携をしながら、「不審者進入防止・侵入時の危機管理マニュアル」の見直し・充実を図っていく。
- ⑤ 地域保護者への情報提供等を適切に行う。

<避難訓練・安全指導について>

(1) 対象災害等種別 火災、地震、風水害、不審者の侵入、引き取り

(2) 訓練計画

1学期・・・ 5月：地震・引き渡し、不審者 6月：風水害、不審者

2学期・・・ 9月：地震(880万人訓練に併せて)

3学期・・・ 1月：火災

(3) 基本的な避難経路 ※別掲

(4) 基本的な避難順序

- ① 通報と同時に学習・作業・遊び等をやめ、静かに指示を聞く。
- ② 児童数の確認。
- ③ 出入り口の確認と確保。
- ④ 廊下に出て二列に整列。
- ⑤ 避難。(担任は出欠記録表や教務必携などの当日の出欠状況が分かるものを携帯)
- ⑥ 運動場に整列。
- ⑦ 学校長または教頭に避難完了を報告(学年ごとに児童数の報告)

(5) 避難の際の心得

- 避難中は必要のないことはしゃべらない。
- あわてないで落ち着いて行動し、校舎内では絶対に走らない。
- 指示があるとき以外は、何も持たず、靴もそのまま避難する。
- 出入り口や階段では特に、前の人を押ししたりしない。
- 避難の途中に教室に戻ったり、落とし物を拾ったりしない。
- 避難場所に着いたら、静かに素早く整列し人数確認をする。

<火災についての防災計画>

(1) 平常防災計画

- 防災器具点検(学期1回)・・・ 事務職員、担任外(教務、教科)
- 各教室廊下の防火用水の準備・・・各担任及び特別教室担当者
- 保健室・・・養護教諭
- 校長室・職員室・・・教頭
- 校務員室・・・校務員
- 調理場・・・調理員

(2) 自衛消防組織表

自衛消防隊長	副隊長	通報係	事務職員		
		通報連絡班	諸連絡係 首席 *学年・校内連絡		
		避難誘導班	誘導係	各学級担任 *運動場まで避難	
			救助隊	担任外 *火災発生場所を確認し誘導	
			児童管理係	各担任	
		消火班	消火器係		
			消火栓係		
		校長	教頭	渉外班	
				消防隊誘導班	
				警戒班	
救護班					
搬出班					
		夜間防火担当責任者 (17:15~21:30) 施設管理人			

(3) 避難方法

<火災避難について>

- ① 火災が発生した場合、火災報知器等により発生場所を確認し、放送機器等を通じて通報する。
- ② 校長(教頭)は出火場所を考えて、経路、避難場所の変更等を指示する。
- ③ 担任、当該担当教員は指示のあった避難経路で児童を誘導し点呼する。
- ④ 担任以外の教職員、人員点呼のすんだ担任は直ちに上記(2)の配備につく。
- ⑤ 避難中の児童は、校長指示の帰宅の措置が出るまで帰宅させてはならない。

<地震避難の留意点>

- ① 机の下に身体を入れて揺れが弱まるのを待つ。
- ② 地震と感じたとき、すぐに避難口を開ける。
- ③ ストーブ等の火の始末をする。
- ④ 避難の際は、教科書、通学用カバン(ランドセル)等適当な物を頭におき、落下物に注意する。

<風水害避難について>

- 台風等が接近し、大阪府全域または、東部大阪に暴風警報、暴風雪警報、洪水警報あるいは大雨警報が出た場合は、学校長の指示により登校中止あるいは保護者引き取り等の措置をとる。
- 下校の必要がある場合は、保護者に引き渡しを行う。

<不審者の侵入への対応について>

- 児童の安全を第一に考え、危機管理マニュアル(別掲)に従って対応する。
- 備考:必要に応じてPTAの生活指導委員、地域団体、関係機関と連携をとる。

不審者侵入防止のための危機管理マニュアル(令和8年度概要版)

【本校の設定について】

* 平成16年1月から、枚方市教育委員会の指示により、学校の門についてはすべて常時施錠している。正門には、「モニター付きインターホン」があり、インターホンを鳴らした人物をモニターで確認した上で、来校を認める場合には、職員室の職員が解錠し、玄関で来校者名簿に記入の上、名札をつけてもらう。また、平成22年から防犯ビデオを設置し、正門付近の監視および録画による記録を行っている。

* 平成17年度から夜間は機械警備になり、その間までは学校施設管理人が配置されている。

* 教職員数、児童数は次のとおり想定している。

児童数 544名(内訳:各学年3学級、支援学級8学級:計26学級+通級指導教室)

教職員数50名(内訳:校長1名、教頭1名、首席1名、教諭・講師32名、養護教諭1名、栄養教諭1名、JTE2名、心の教室相談員1名、事務職員1名、学校司書1名、校務員1名、給食調理員4名、学校施設管理人2名、支援教育支援員1名)

* 校時

8:30~ 8:45	朝学習	12:15~12:55	給食
8:45~ 9:30	1時限	12:55~13:20	昼休み
9:30~ 9:35	休憩	13:20~13:30	清掃
9:35~10:20	2時限	13:30~13:35	清掃後かたづけ
10:20~10:40	中休み	13:35~14:20	5時限
10:40~11:25	3時限	14:20~14:25	休憩
11:25~11:30	休憩	14:25~15:10	6時限
11:30~12:15	4時限	15:45	最終下校時刻

※登校時刻=8時05分~8時20分

※最終下校時刻 =15時45分

※留守家庭児童会の最終下校時刻=19時

* 教職員は、常時名札をつけ、万一の際の情報伝達のため、防犯ベルまたは笛(ホイッスル)を常時携帯する。

* 毎月一回20日に「学校安全点検の日」を設定し、校内巡視と安全点検を実施している。

* 学校の電話番号:050-7102-9160

* 関係機関等

・所轄警察署=「枚方警察署」(電話:072-845-1234)

・所轄消防署=「枚方東消防署」(電話:072-852-9999)

・最寄り医療機関=「佐藤病院」(電話:072-850-8711)

・近隣の学校園 「枚方市立招提中学校」(電話:050-7102-9215)

「枚方市立招提小学校」(電話:050-7102-9084)

・教育委員会 学校教育部 支援教育課(電話:050-7105-8025)

関係者以外の学校への立ち入り

1 来校者を見かけた場合

見かけた教職員は、「来校者名札」を着用しているかチェックする。

(1) 着用している場合

→ あいさつと声かけ

「どちらへご用ですか?」「場所はおわかりですか?」等

→ 挙動不審の場合には、会議室まで案内する。

「ご用件をお聞きますのでこちらへお越しください。」等

⇒2へ

→ 案内を拒否した場合には、退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。⇒3へ

(2) 着用していない場合

「恐れ入りますが、受付はお済みでしょうか?」と、声をかける。

→ 受付まで案内し、来校者名簿へ記入の上、「来校者名札」を着用してもらう。

→ 受付を拒否した場合には、会議室まで案内する。

「ご用件をお聞きますのでこちらへお越しください。」等

⇒2へ

→ 案内を拒否した場合には、退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。⇒3へ

2 会議室に案内した場合

案内する途中で他の教職員へ連絡する。それができないときは、第1会議室に通してから連絡し、複数教職員で対応する。

「本校では、来校者の皆さんに、必ず受付で来校者名簿に記入し、来校者名札を着用していただくようお願いしている。」ことを説明し、ご理解いただく。

「本校へどのようなご用件で来られましたか?」と、用件を確認する。

(1) 理解いただき、用件のある場合

来校者名簿へ記入の上、「来校者名札」を着用してもらい、用事のある場所まで案内する。

(2) 理解いただけない場合・用件のない場合

退去を求める。

「申し訳ございませんが、お引き取りいただけますか。」等と、丁寧に退去を求める。

⇒3へ

3 退去を求めた場合

(1) 退去した場合

退去を確認し、再度侵入しないよう監視する。

教頭から、枚方警察署(845-1234) 教委児童生徒支援室(050-7105-8048)

招提中学校(050-7102-9215) 招提小学校(050-7102-9084)

殿山第二小学校(050-7102-9044)

第三中学校(050-7102-9190)

に連絡する。

(2) 退去を拒否した場合

危害を加える恐れがないかを判断する。

→ 恐れがないと判断する場合には、再度退去するよう説得する。

→ 退去した場合

⇒3(1)退去した場合へ

→ 退去を拒否した場合

⇒レベル1へ

→ 恐れがあると判断する場合

⇒レベル1へ

危機レベルと事件対策本部の発動

危機レベル

- レベル1: 児童(教職員)に危害が及ぶ危険性がある場合
 レベル2: 児童(教職員)に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合
 レベル3: 児童(教職員)に危害が及んだ場合

- ※ レベル1以上の状況となった場合、事件対策本部を発動し、原則として下記の役割分担に従って行動する。
 ※ 笛が鳴った場合はレベル2以上の状況であるので、近くの教職員は直ちにその場所に駆けつける。それ以外の教職員は、下記の役割分担に従って行動する。
 ※ 状況に応じ、本部の指示のもと臨機応変に対応する。

役割	名前	発生時・直後の対応	中・長期的な対応
本部	◎校長 教頭 首席 事務職員 (4名)	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の状況把握、統括及び指揮 ・警察(110番)、消防(119番)への通報 ・校内緊急放送 ・児童への指示の決定 ・教育委員会児童生徒課への連絡及び支援要請 ・近隣学校園への連絡 ・保護者(PTA本部役員等)への連絡 ・通信方法の確保(電話・FAX等) ・報道機関の対応 ・当日の下校方法の決定 ・今後の登下校方法・授業についての決定 ・保護者説明会の準備と開催 ・保護者あて連絡文の発行・記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止、学校再開のための総括 ・報告書の作成 ・保護者、地域住民との連携方策等の改善
安全・救護		<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・経路の設定 ・児童の誘導 ・児童の点呼 ・児童の状況把握 ・必要に応じ救護班の応援をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心のケア着手 ・記録 ・負傷者に対するケア ・心のケア ・学校医等との連携体制の改善 ・安全教育の内容、指導体制等の見直し
侵入者対応	(8名)	<ul style="list-style-type: none"> ・侵入者対応 ・侵入者隔離 ・校内巡視 ・事件の情報収集、把握、整理 ・学校の安全状況の把握 ・地域の安全状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・再発防止策の検討と危機管理マニュアルの改善 ・組織(役割分担)の見直し

避難と待機についての原則

- 1 侵入者があった場合で、緊急に避難させる必要があるかどうか分からない場合（近くに侵入者等がおらず、状況が不明の時）は、原則として状況が判明するまで、児童を教室等で待機させ、教職員が保護する。その後、放送の指示等により避難する。
- 2 教職員が児童の近くにおり、児童に指示できる場合は次のようにする。
 - (1) 児童を教室に待機させる場合
 - 教室の窓、扉を閉める。児童の人数確認後は施錠する。
 - 教室内では児童を出入り口から遠ざけておく。
 - 教職員は防御できるような道具（イス等）を持ち、侵入に備える。
 - 放送の指示があれば、指示に従い避難する。
 - 避難場所は、次のいずれかの指示がある。
 - * 運動場（原則） * 体育館
 - (2) 児童を緊急に避難させる場合（近くに侵入者がおり、緊急に児童の安全を確保するとき）
 - 侵入者から遠い方の階段・出入り口を使い、児童を避難させる。
 - 避難場所は、職員室、図書室等。状況によってはより安全なところを選び、誘導することもあり得る。
 - 侵入者が近づいてきて危険な場合は、物を投げつけたり、防御できるような物を用いたりして、児童が避難できるよう時間を稼ぐ。
- 3 休憩時間等で教職員が児童の近くにいない場合について、児童に日頃から次のように指示しておく。
 - 来校者名札をしていなかったり、危険な物を持っていたりする人を見かけたら、すぐにその人から遠くへ離れなさい。
 - できれば、先生のいそうな場所（職員室等）に逃げ、先生に知らせなさい。
 - もし、「教室に入りなさい」という放送があった場合は、すぐに教室に入ること。ただし、自分の近くに危険な物を持っている人や暴れている人がいるなどの場合は、すぐに先生のいそうなところに逃げる。

レベル1 …児童(教職員)に危害が及ぶ危険性がある場合

*レベル1の対応から不審者を侵入者と呼ぶ。

○ 対応者

(1) 侵入者を隔離できているが、危害を加えられそうな場合

- ・ 侵入者の興奮を静め、落ち着かせるよう、言葉遣いに注意しながら複数で対応する。
- ・ 凶器などを持参していないかを確認する。
- ・ 「レベル1」である(危害が及ぶ可能性がある)ことを他の教職員に連絡する。
「6組から連絡です。お客様ですので、〇〇まで来てください。」
(=レベル1で、不審者1人です。役割分担に従って行動してください。)

(2) 侵入者を隔離できていない場合

- ・ 侵入者を会議室に隔離するよう試みる。
「お話を会議室でお聞きますので、一緒にお越しください。」
(侵入者との距離を1.5m以上確保する)
- ・ 侵入者が納得すれば会議室へ連れて行く。 → (1)へ
- ・ 隔離を試みたが隔離できず、危害が及ぶ危険性が高い場合 → レベル2へ

○ 本部

- ・ 校長:「110番」通報を指示
- ・ 教頭:教育委員会へ連絡、支援要請。
- ・ 首席:緊急放送……「6組の先生に連絡します。〇〇まで来てください。」
(=〇〇でレベル1です。役割分担に従って行動してください。)
「児童の皆さんは、教室に入ってください。」
- ・ 教頭:「110番」通報。PTA本部役員へ連絡、協力を要請
- ・ 首席:情報の集約

○ 安全確保

- ・ 教室へ移動、各学年・組の児童の在室確認と安全確保
連絡及び全体集約:首席
- ・ 教室で待機、放送等の指示を待つ。
- ・ 校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

○ 侵入者対応

- ・ 現場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。
- ・ 校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

○ 救助救護

- ・ 負傷者が出た場合に備えての準備
- ・ 負傷者の搬送・安全確保の応援(教室を巡回)
- ・ 侵入者対応、校内巡視の応援
- * 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。
- * 退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する。(本部)

レベル2…児童(教職員)に直ちに危害が及ぶ危険性が高い場合

○ 対応者

- ・ 笛を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知器を鳴らすなどして**周囲に危険を知らせる。**
- ・ 近くに児童がいる場合はすぐ逃げるように指示。児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、**児童の安全を図る。**
- ・ **侵入者を注視する。**攻撃を仕掛けてきそうな場合は、距離をおきながら、さすまた、机やイス、ほうき、消火器等防衛できる身近な道具を用い、児童や自分自身に危害を加えられないようにしながら、**時間をかせぐ。**
- ・ 侵入者が逃げた時は笛を鳴らしながら追いかけて、逃げる先の児童等に危険を知らせる。
- ・ 児童に危害が及ばないよう最大限の努力をするとともに自らの身を守ること。
(対応者が負傷してしまうと、子どもを守ることができない。)
- ・ 児童が捉えられている場合は、侵入者に対して、興奮せず冷静になるように諭す。
「子どもを離しなさい。」「落ち着きなさい。」

○ 本部

- ・ 校長:直ちに「110番」通報を指示。
避難等の判断・指示。
- ・ 教頭:教育委員会へ連絡、支援要請(状況によっては校長が連絡)
侵入者が退去、逃亡した場合は、近隣校への連絡を教育委員会に要請。
- ・ 首席:緊急放送…「6組からです。お客様ですので、体育館付近まで来てください。」
(レベル2です。役割分担に従って行動してください。)
「児童の皆さんは、〇〇から離れて教室(体育館)に入りなさい。」
- ・ 教頭:「110番」通報。PTA本部役員へ連絡、協力を要請
- ・ 首席:情報を集約

○ 安全確保

- ・ 避難場所・経路の決定 校長及び教頭
連絡及び全体集約:首席
- ・ 教室(体育館)へ移動、各学年・組の児童の在室、負傷等状況の確認
- ・ 教室(体育館)で待機(放送を待つ)
- ・ 校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

○ 侵入者対応

- ・ 場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。
- ・ 入江・中野あ・中野え・原田:校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

○ 救助救護

- ・ 負傷者が出た場合に備えての準備
- ・ 負傷者の搬送・安全確保の応援(教室を巡回)
- ・ 侵入者対応、校内巡視の応援
- * 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。
- * 退去、逃亡した場合、近隣校へ連絡する。(本部)
- * 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

レベル3…児童(教職員)に危害が及んだ場合

○ 対応者

- ・ 笛を吹く、大声を出す、大きな音を立てる、火災報知器を鳴らすなどして、**周囲に危険を知らせる。**
- ・ 近くに児童がいる場合は**すぐ逃げるように指示。**児童と侵入者の間に入り、侵入者を児童に近づけないようにする。また侵入者の注意をそらして児童を侵入者から遠ざけるようにするなど、**児童の安全を図る。**
- ・ 侵入者に注意しつつ負傷した児童等の状況確認、応急手当を行う**(救命を最優先)**。
- ・ 被害が拡大しないようできるだけ**時間をかせぐ**。
- ・ 駆けつけた教職員に、落ち着いて、状況を報告する。

○ 本部

- ・ 校長:直ちに「110番」、「119番」通報を指示。避難等の判断・決定・指示。
- ・ 教頭:教育委員会へ連絡。支援と近隣学校園への連絡を要請。
- ・ 首席:緊急放送…「〇〇で緊急事態。レベル3です。」
(役割分担に従って行動してください。)
「児童の皆さんは、〇〇から離れて教室(体育館)に入りなさい。」
- ・ 教頭:「110番」通報。PTA本部役員へ連絡、協力を要請
- ・ 首席:「119番」通報。情報の集約、通信方法の確保

○ 安全確保

- ・ 避難場所・経路の決定 校長及び教頭
連絡及び全体集約:首席
- ・ 教室(体育館)へ移動、各学年・組の児童の在室、負傷等状況の確認
- ・ 教室(体育館)で待機(放送を待つ)
- ・ 校外へ逃げた児童がいる可能性もあるので、情報を収集する。

○ 侵入者対応

- ・ 現場へ急行する。警察が到着するまで、児童等に危害を加えられないように時間をかせぐ。
- ・ 校内を巡視して、他の不審者の有無、逃げ遅れた児童や負傷者の有無を確認し、児童の安全を確保する。

○ 救助救護

- ・ 現場へ急行する。負傷者の応急手当、搬送の準備(救急車手配の要請)
安全確保の応援(教室または避難場所への誘導とその他救護)
- ・ 負傷者のリストの作成(学年組名前、症状、処置、搬送先、付添者等)
- ・ 救急車同乗及び搬送先からの連絡(本部、保護者)
非常袋(児童緊急連絡先名簿、関係機関連絡先一覧:緊急マニュアル、携帯電話、筆記用具、記録用紙等を入れた黄色い袋を教頭席に常備)の携行
- ・ 負傷者搬送先及び状況の確認

* 授業中の場合も、役割分担を基本として対応する。

* 報道機関については、本部が教育委員会と連携し対応する。

本校の門扉警備体制について

【通常時の警備体制（門の管理）について】

1 登校時

(1) 原則として朝の開門は8時00分（正門のみ）。

(2) 登校時は正門と東門を開放。なお、児童へは登校時刻等について、次の点を指導する。

* 通常の授業時は、8時05分～8時25分の間に登校すること。

* 遅刻して門が閉まっている場合は、インターホンを鳴らすこと。

* 遅刻・欠席する場合は、学校に連絡すること。

(3) 正門指導（8時05分～8時25分）

* 正門で児童の登校を見守る。（安全監視ボランティア）

* 8時30分に施錠。その際、児童の安全に十分配慮し、安全を最優先すること。

2 授業時・休憩時

(1) 門は施錠している。来客時はインターホンを鳴らす。安全監視ボランティアが対応する。

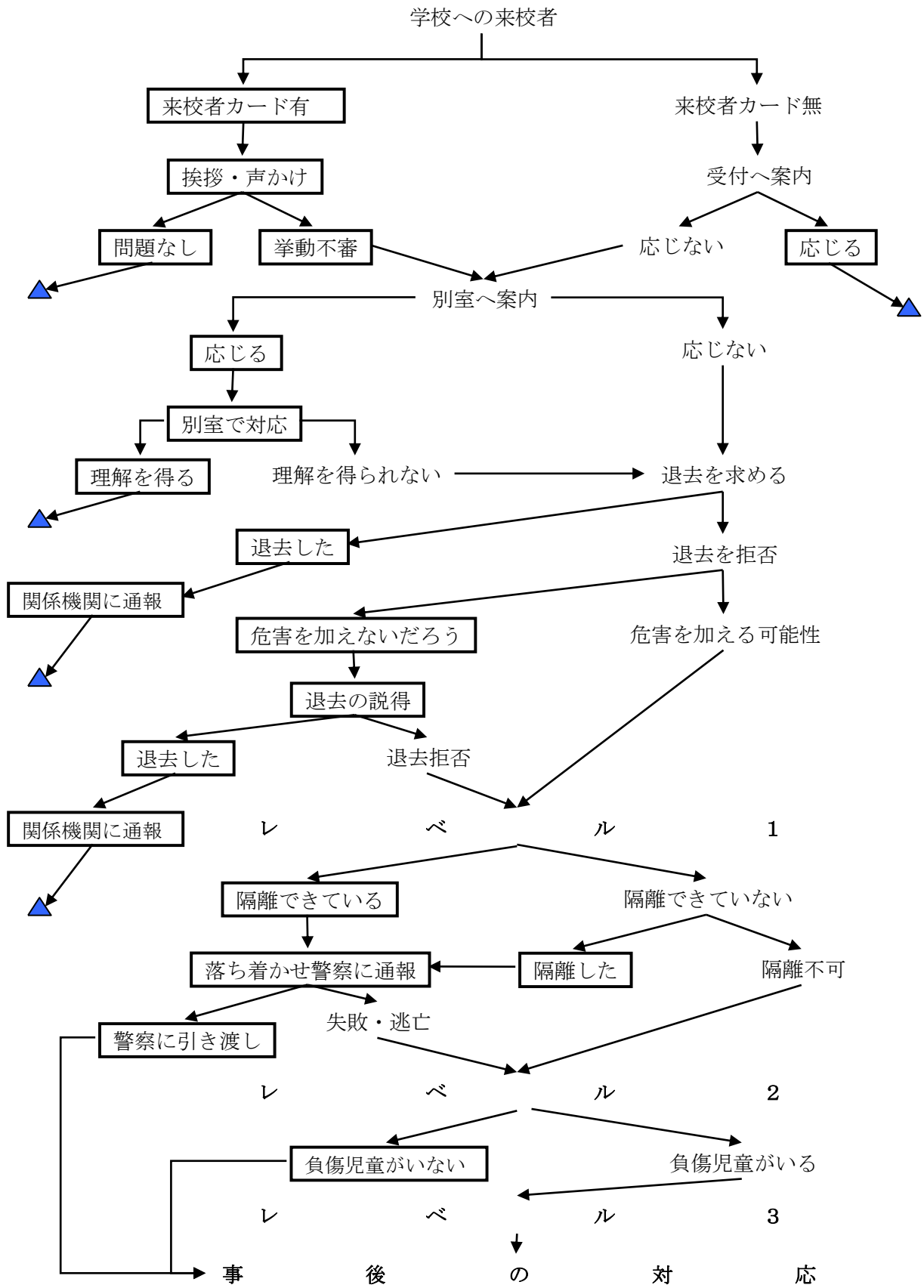
(2) 来校者は、安全監視ボックスにおいて受付簿記入し、職員室に来室するよう依頼する。

3 下校時、放課後

(1) 下校の際は、正門を開放し下校させる。下校後正門を施錠する（安全監視ボランティア）

(2) 来校者については、授業時と同様。

(3) 留守家庭児童会からの下校は、正門側の通用門を使用する。



虐待防止マニュアル

はじめに

平野小学校の児童は、一人一人が大切にされ、生きる権利を持っています。それが児童虐待のもとで阻害されるようなことがあってはなりません。

私たち平野小学校の教職員全員は、児童虐待防止について啓発したり、早期に発見したりして、児童虐待を未然に防止し被害の拡大に心掛けなければなりません。また、関係諸機関と連携し、事案に対しての対応や保護者に対しての啓発も必要です。

このマニュアルは、平野小学校の児童が幸せに暮らせるためにつくりました。平素の学校生活の中で、気づきを大切にし、組織として対応できるためのマニュアルです。

児童虐待の定義とは (児童虐待防止法第2条)

1. 身体的虐待 (こどもの身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること)
 - ・打撲傷、内出血、骨折、頭部外傷、刺し傷、煙草によるやけどなど。
 - ・首を絞める、殴る・蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外に閉め出す、一室に拘束するなど。
2. 性的虐待 (子どもにわいせつな行為をしたり、子どもにわいせつな行為をさせたりすること)
 - ・子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など
 - ・性器や性交、ポルノグラフィーを見せる。
 - ・ポルノグラフィーなどの被写体などに子どもを強要する。
3. ネグレクト (保護者としての監護を著しく怠ること)
 - ・子どもの健康・安全への配慮を怠っている。例えば家に閉じこめる、重い病気になるでも病院へ連れて行かない、乳幼児を家に残したままたびたび外出する、乳幼児を車に放置するなど。
 - ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。
 - ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。
4. 心理的虐待 (子どもに著しい心理的外傷を与える言動をすること)
 - ・ことばによる脅かし、脅迫など。
 - ・子どもを無視したり、拒否的な態度を示したりすることなど。
 - ・子どもの心を傷つけるようなことを繰り返し言う。
 - ・子どもの自尊心を傷つけるような言動など。
 - ・他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする。
 - ・子どもが DV を目撃する。

子どもの虐待とは、親または親に変わる保護者などによる「**子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長・発達の妨げになる行為**」をいいます。

虐待であるかどうかは、保護者などの意図とはかかわりなく、あくまで子どもの視点、子どもの権利が侵害されているかどうかといった観点から判断すべきであるということです。

子どもへの虐待行為は、子どもの健全な成長を阻害する重大な人権侵害であり、時には生命までも脅かし、多くは子どもの心に深い傷となって残り、人格形成に大きな影響を与えます。

この法律は、児童虐待の定義を定めるとともに、

- ①児童虐待の禁止
- ②虐待を発見しやすいものの早期発見義務や国民の通告義務
- ③児童の安全確認、一時保護、立入調査
- ④保護者に対する指導を受ける義務
- ⑤親権の適切な行使などの規定を設け、児童虐待の早期発見、早期対応及び虐待を受けた子どもの適切な保護を体系的に推進することを目的にしています。

法的根拠

児童福祉法第25条

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して福祉事務所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りではない。この場合においては、家庭裁判所に通告しなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律5条（児童虐待の早期発見等）

1 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

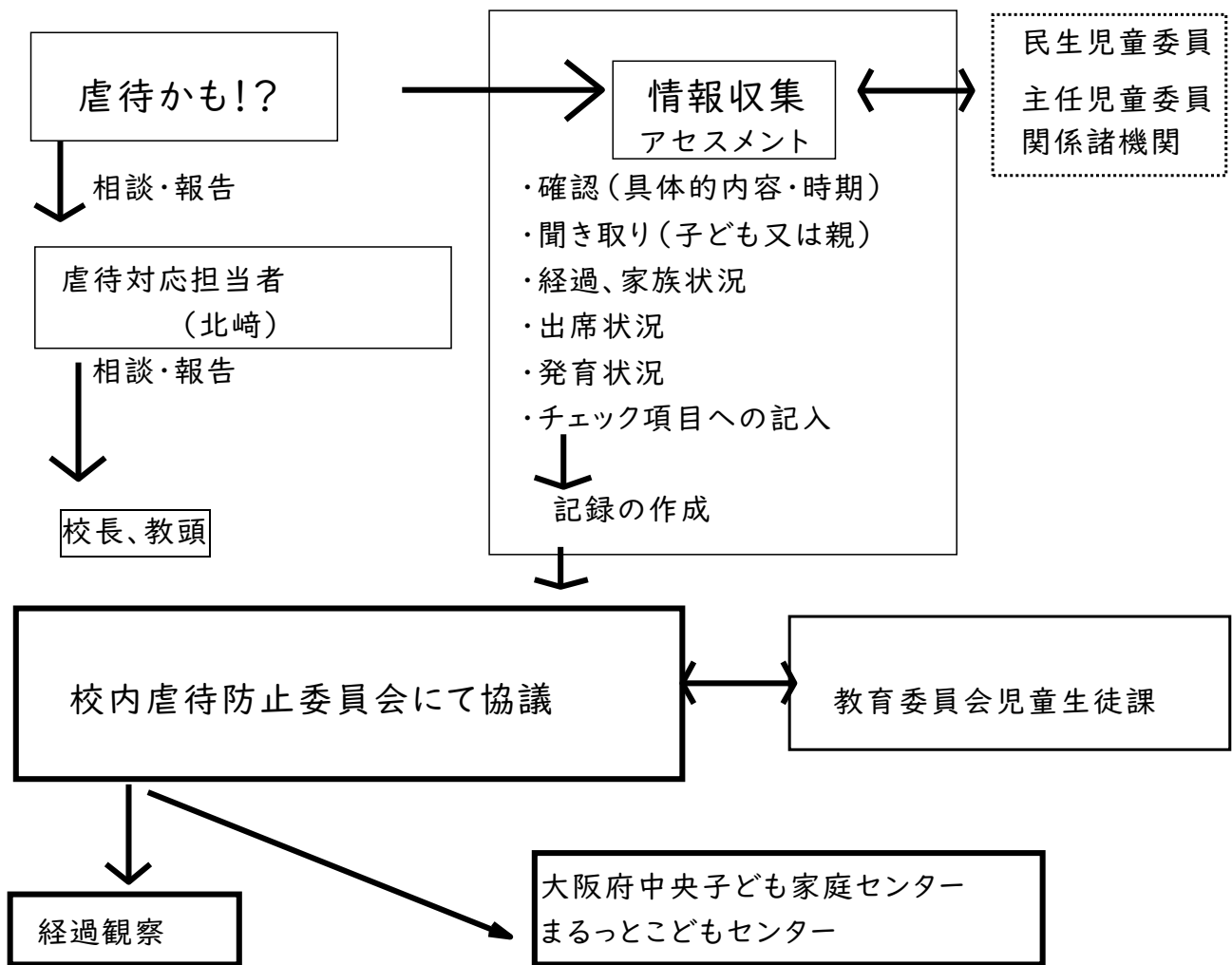


3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

児童虐待の防止等に関する法律6条（児童虐待に係る通告）

1 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

虐待を発見したら



相談報告 虐待問題については、一人で抱え込まず職場全体で考えていくことが大切です。
虐待を疑ったら、校長、教頭、虐待対応担当者に相談・報告します。

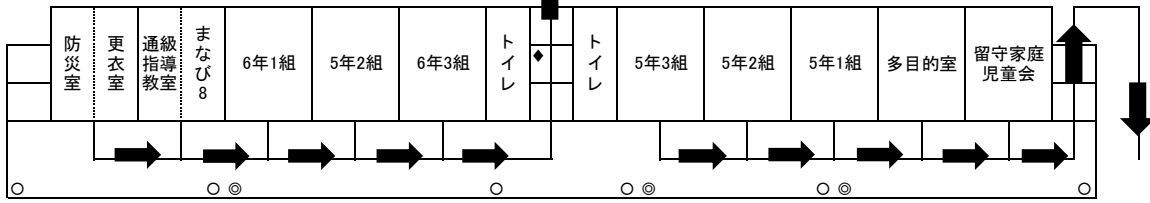
情報収集 記録票に記入。できるだけ複数で対応し記録を残す。

校内虐待防止委員会 特別支援教育校内委員会をあてます。学校において共通理解を図り、必要な情報は、共有化しますがプライバシーの保護には、十分留意します。

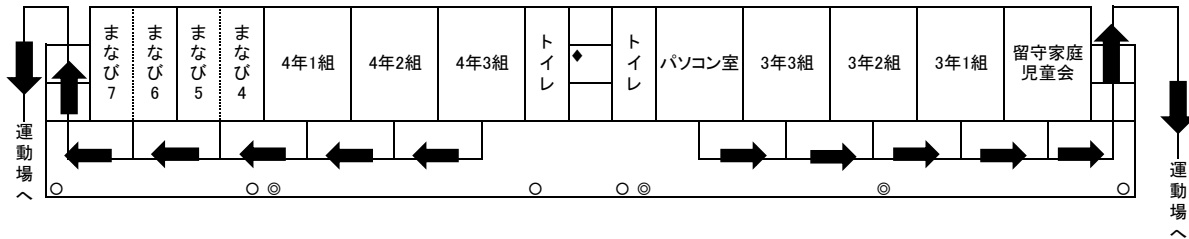
避難経路

運動場へ
(2階渡り廊下通行可)

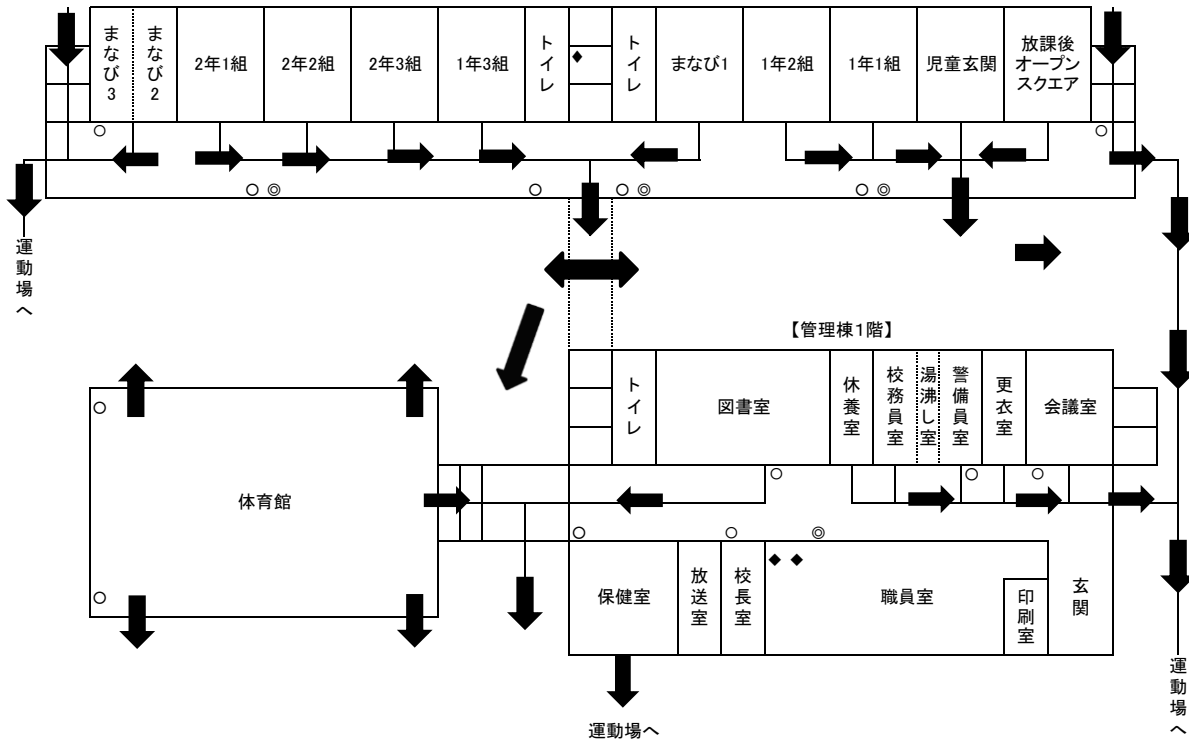
【教室棟3階】



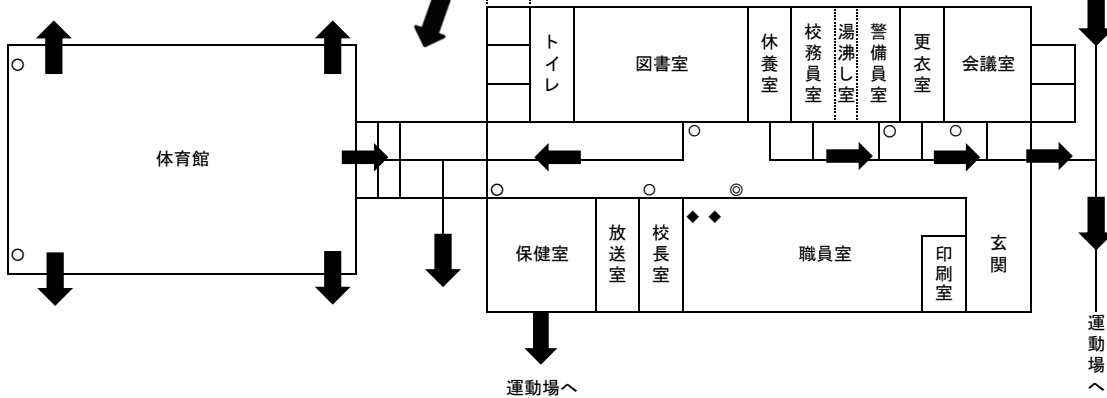
【教室棟2階】



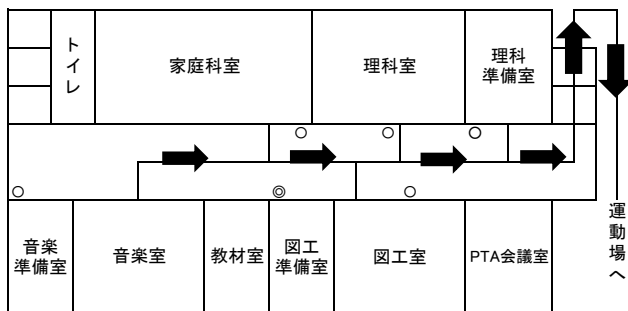
【教室棟1階】



【管理棟1階】



【管理棟2階】



- 場所
- ◎消火栓
 - 消火器
 - ◆さすまた

学校安全計画

枚方市立平野小学校

月	安全目標	安全教育		安全管理		組織活動
				対人管理	対物管理	
4	安全な登下校の仕方を知ろう	安全な登下校 交通のきまり 学校のきまり	集団登校指導 交通安全教育 地区児童会指導 一斉下校	通学路安全マップ の点検 危機管理マニュアル の作成	学校施設の点検 管理 遊具の点検・管理	早期安全教育 登校班班長会議 防犯パトロール
5	雨の日の室内の遊び方を考えよう 地震の時の避難の仕方を知ろう(緊急時の下校の仕方を知る。)	室内での歩き方 室内での過ごし方 水泳時の安全指導 避難の仕方、避難の約束 引き渡しの仕方、緊急時 の下校の仕方	集団登校指導 一斉下校	通学路安全マップ の見直し 危機管理マニュアル の周知・徹底	学校施設の点検 管理 遊具の点検・管理	早期安全教育 見守り隊との交流
6	風水害時の避難の仕方を知ろう	避難の仕方、避難の約束 引き渡しの仕方、緊急 時の下校の仕方、キャン プ前の安全指導	地震時引き取り避難訓練 交通安全教室防犯教室 集団宿泊訓練 不審者侵入時避難訓練	親子で確認安全 マップ 通学路安全マップ の確認	学校施設の点検 管理 遊具の点検・管理	早期安全教育 交通安全協会に よる安全教室
7	夏休みを安全に過ごそう	夏休みの安全	集団登校指導	こども110番の家 の確認	学校施設の点検 管理 遊具の点検・管理	早期安全教育 防犯パトロール
8	水の事故にあわないようにしよう	危険な遊び			消防設備点検 薬品の点検	早期安全教育 防犯パトロール
9	地震の時の避難の仕方を知ろう	避難の仕方 避難の約束	集団登校指導 交通安全教育	通学路安全マップ の点検	学校施設の点検 管理 遊具の点検・管理	早期安全教育
10	けがの予防をしよう 不審者から身を守ろう	危険な場所 不審者からの身の 守り方	集団登校指導	通学路安全マップ の点検	学校施設の点検 管理 遊具の点検・管理	早期安全教育
11	学校での遊びを考えよう	危険な遊び	防災避難訓練 集団登校指導	こども110番の家 の確認	学校施設の点検 管理 遊具の点検・管理	早期安全教育
12	火の扱いに気をつけよう 冬休みを安全に過ごそう	冬休みの安全	集団登校指導		学校施設の点検 管理 遊具の点検・管理 薬品の点検	早期安全教育 防犯パトロール
1	寒さに負けず元気に遊ぼう 火災時の避難の仕方、 消火方法を知ろう	避難の仕方 避難の約束 消火方法	防災避難訓練 集団登校指導 一斉下校	通学路危険個所 の点検	学校施設の点検 管理 遊具の点検・管理 消火器の点検	早期安全教育 防犯パトロール 見守り隊との交流
2	校内の安全を考えよう	校内での過ごし方	集団登校指導	通学路危険個所 の点検	学校施設の点検 管理 遊具の点検・管理	早期安全教育
3	春休みを安全に過ごそう	春休みの安全	防災避難訓練 集団登校指導 地区児童会指導 一斉下校	各種統計のまとめ 安全な生活につい ての反省と評価	学校施設の点検 管理 遊具の点検・管理 薬品の点検	早期安全教育 防犯パトロール

「平野小学校 校区安全マップ」



平野小学校 登下校時の決まり

- ① 班旗は開いて持ちましょう。
- ② 並び方は、晴れの日には2列で、雨の日には1列で登校しましょう。
- ③ 欠席している児童や1年生児童の確認をしっかりとしましょう。
- ④ 登校は、8時5分からです。早く来ないようにしましょう。
- ⑤ 通学路を守りましょう。
- ⑥ 交通ルールを守りましょう。

台風の接近等による枚方市立幼稚園・小学校・中学校の臨時休園・臨時休業について【令和8年度版】

1. 枚方市に特別警報が発表された場合

○午前7時発表中

- ・臨時休園・臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・状況が判断できるまで、原則として学校園に待機となります。

2. 枚方市に大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報のいずれか一つでも発表された場合

○午前7時までに解除

- ・通常通りの授業を行います。

○午前7時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前7時～9時に解除

- ・小学校は2時限目から、中学校は3時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(小学校・中学校とも、給食があります)

○午前9時に発表中

- ・登園・登校せずに、自宅で待機してください。

○午前9時～10時に解除

- ・小学校は3時限目から、中学校は4時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。
- ・小学校では、4時限目終了後に下校となります。(給食はありません)
- ・中学校では、登校後は通常通りの授業を行います。(給食があります)

○午前10時に発表中

- ・幼稚園は臨時休園、小学校は臨時休業となります。
- ・中学校は登校せずに、自宅で待機してください。

○午前10時～正午に解除

- ・中学校は5時限目から授業を開始します。登校時間は学校を通じてお知らせします。(給食はありません)

○正午に発表中

- ・中学校は臨時休業となります。

登園・登校後に発表された場合

- ・原則、各学校園に待機します。
- ・幼稚園は保護者の方にお迎えをお願いする連絡をしますので、よろしくお願いいたします。
- ・学校が雨量の状況をふまえながら、通学路の安全確認を行うとともに、土砂災害警戒情報や避難指示の発表、発令の諸般の事情を勘案し、子どもの安全の確保が確認できたら、小学校は引き渡し下校を、中学校は複数生徒による下校をします。なお、下校開始時刻等は、学校園が活用している連絡ツール(まなびポケット・コドモン等)でお知らせします。

3. 上記以外の対応になる場合

- ・学校園が活用している連絡ツール(まなびポケット・コドモン等)でお知らせします。

地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

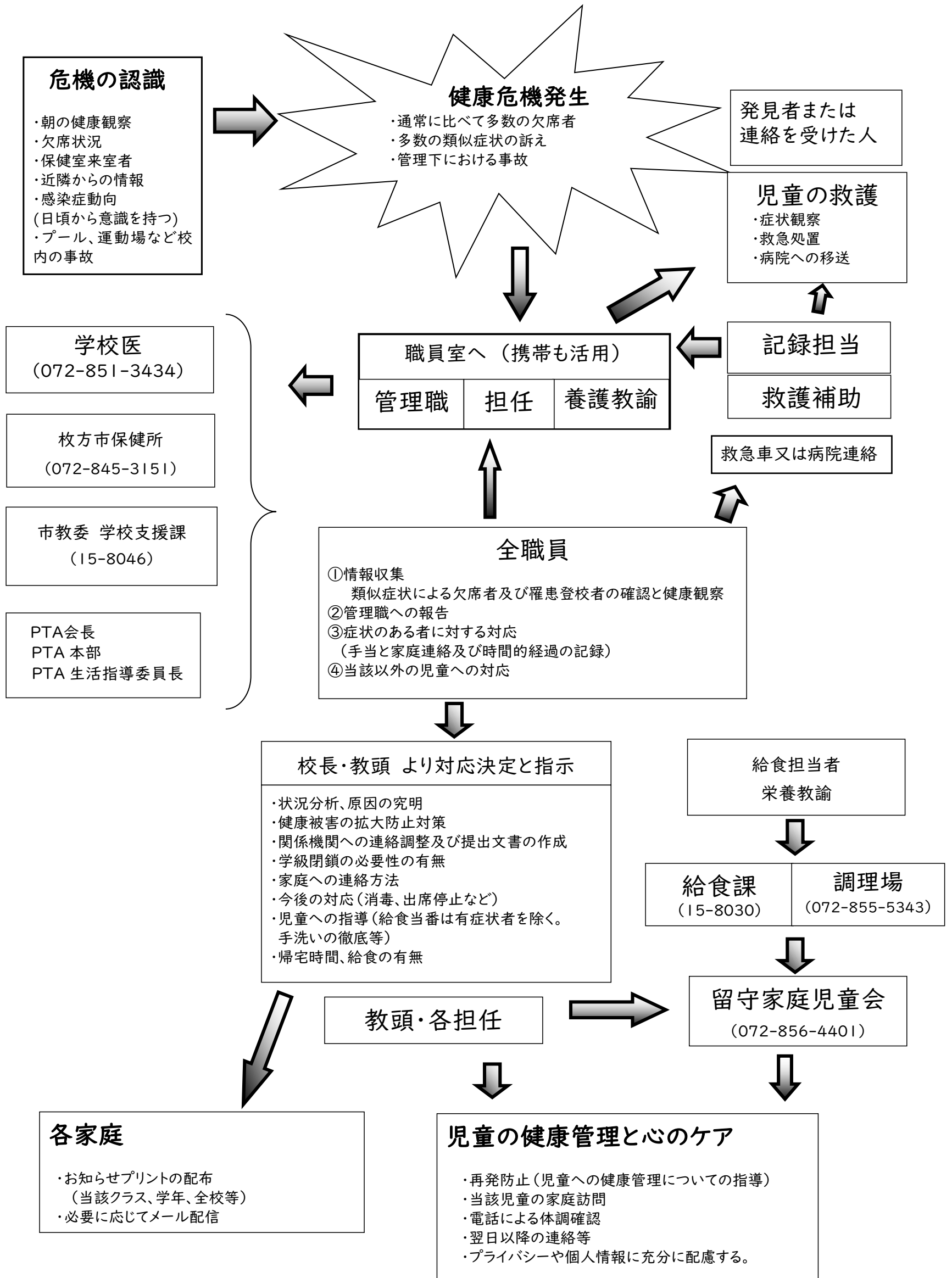
状 パ タ ー ン 況 ン	震度5弱以上の地震が発生
登 校 前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登 校 中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在 校 時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、 余震に備えて校庭へ避難 ⇒ 以降、臨時休業</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">児童・生徒の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し 【生徒】保護者への引渡し・地域毎に集団下校(教職員引率)</p>
下 校 中	<p style="text-align: center;">児童・生徒は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

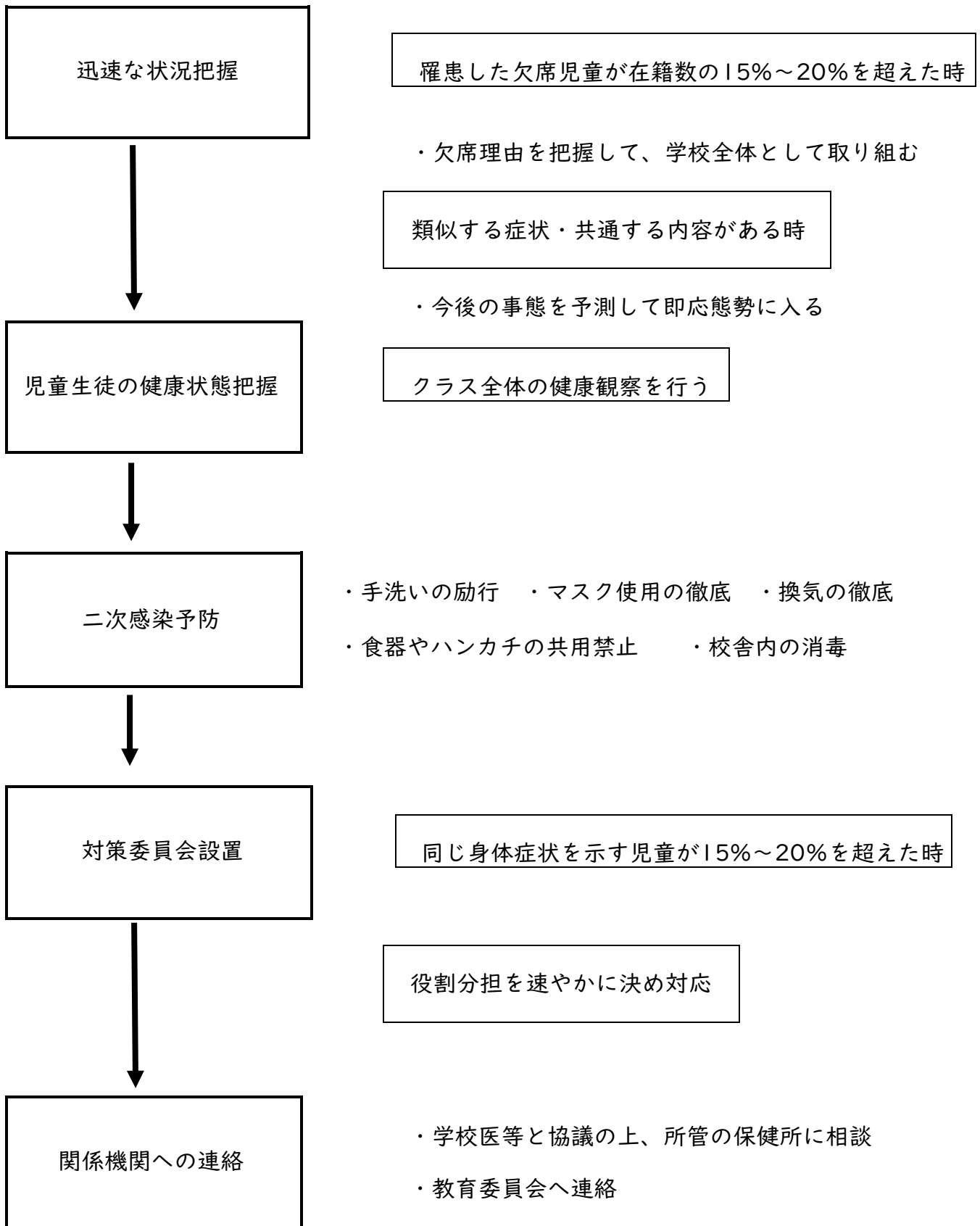
- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。

※児童は小学生、生徒は中学生を意味しています。

（健康危機とは、食中毒、感染症、毒物劇物、各種災害その他何らかの原因により生命と健康の安全を脅かす事態をいう）



感染症に対する初期対応の概要について



※大阪府学校保健会編「学校長のための危機管理マニュアル」より抜粋し参照。
割合については、平成26年度の枚方市教育委員会のインフルエンザ時の学級閉鎖基準による

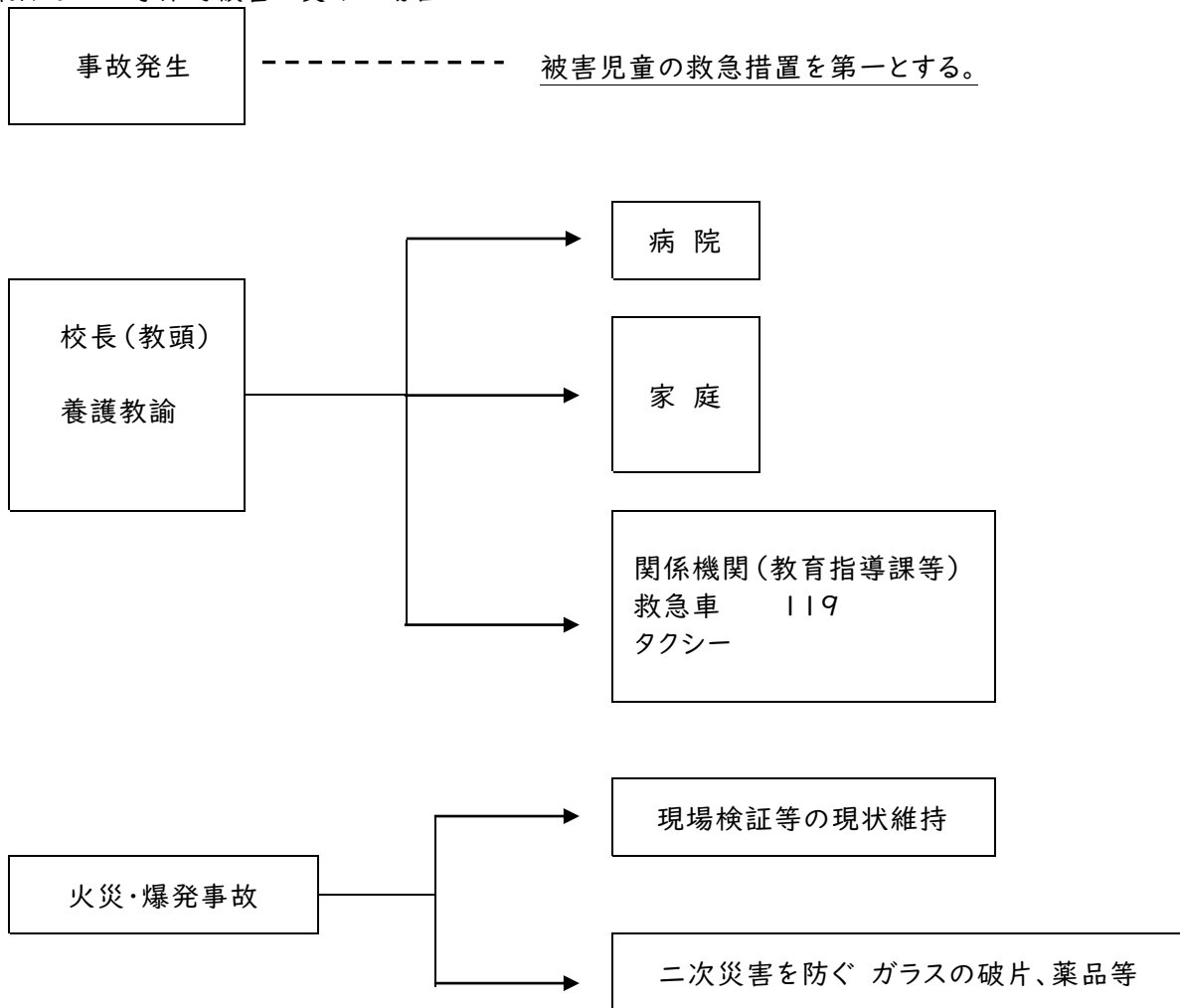
学校理科薬品などにおける事故等の処置について

【日常における管理上の留意事項】

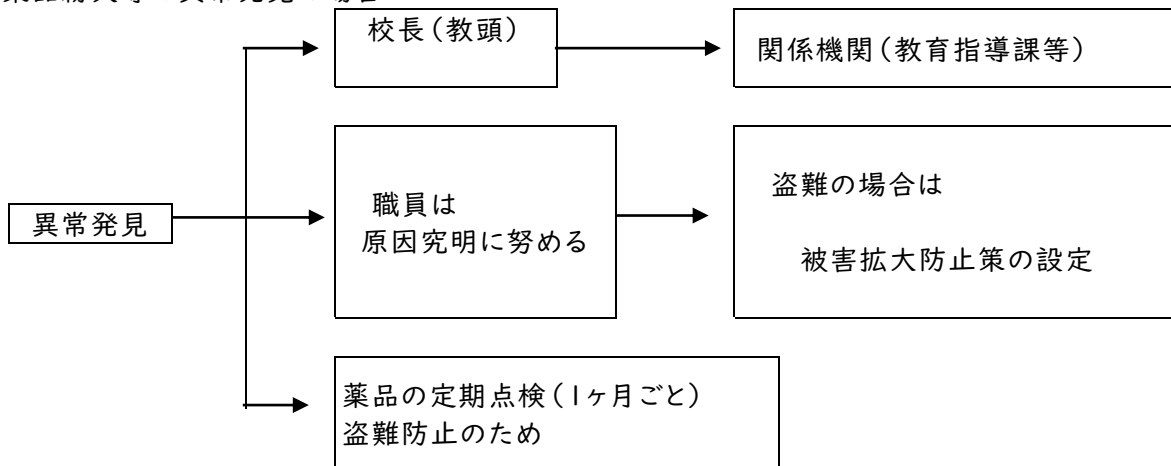
- 1, 薬品の使用に関しては、使用簿に記入し、1ヶ月ごとに薬品台帳に転記すること。
- 2, 1ヶ月ごとに定期点検をし、実際の数量と台帳との数量が合致しているかを確認する。
- 3, 使用簿および薬品台帳には日付、使用者の氏名を記入すること。
- 4, 薬品庫や準備室の施錠は使用者がすること。
- 5, 児童が準備室へ入る場合は、必ず教師同伴であること。

【事故が発生した場合の基本的な留意事項】

◎薬品などに身体的被害を受けた場合



◎薬品紛失等の異常発見の場合



◎使用時のトラブル防止のために

1 誤飲した場合 ----- 何をどれだけ飲んだのかを把握し、医師に伝える。
吐かせると危険な場合もあるので、気道を確保し、救急車を待つ。

(A) (塩酸、水酸化ナトリウム、アンモニア水、過酸化水素水)
救急車を呼ぶ → 気道を確保し、横向きに寝かせる

(B) (メタノール)
救急車を呼ぶ → 気道を確保し、横向きに寝かせる
吐瀉物によって窒息しないように注意する

2 目に入ったとき ----- 眼科に連絡 → 眼科医の診察を受ける

- 洗面器に水をたくさん入れて、その中で目をパチパチする(20分以上)
- 水道で目を洗う場合は、水を勢いよく出さない(水の勢いが強いと、角膜を痛める)

3 皮膚についた場合

(A) (塩酸などがズボンにこぼれた場合)
服の上から水を流す → 病院に連れて行く

(B) (水酸化ナトリウムがついた) ⇒ 水酸化ナトリウムは皮膚を溶かす
《皮膚についた場合》

- 大量の水で流す → 病院へ連れていく
 - 粒状の物は火傷しないように気をつける
(粒状の物 → 水に溶ける → 発熱反応 → 火傷)

《服についた場合》

- 粘膜の部分に触れないように気をつける → 病院に連れていく

4 ガス中毒の場合

- 救急車を呼ぶ → 換気のいい場所へつれていく

5 火傷

- 大量の水で冷やす(20分以上)
- 火傷の状況に応じて病院に連れていく